

ソフト対策



土砂災害から「いのち」を守ろう！

土砂災害は、斜面のある箇所であればどこでも発生する可能性があり、また一旦発生すると尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらします。

以下の3つのことをチェックして、自分たちで土砂災害から「いのち」を守りましょう！

1 「まずは」危険な場所をチェック！ ～台風や大雨に備えて～

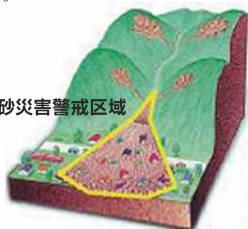
「まずは」お住まいの場所や勤め先などが土砂災害の危険性のある場所(土砂災害警戒区域など)かどうか、ハザードマップで確認しましょう！

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(→P26へ)

土砂災害の恐れがある箇所を土砂災害防止法に基づき区域指定した箇所です。

■土砂災害ハザードマップ(→P29へ)

災害時にいち早く円滑な避難が行えるよう、土砂災害の恐れのある区域(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、避難場所、避難経路、気象情報、避難情報の伝達方法などが掲載された地図です。



土砂災害警戒区域

▲土砂災害警戒区域イメージ

2 「次に」いつ起こるかをチェック！ ～雨が降り始めたら～

「次に」土砂災害が発生しやすくなる状況を確認するため、以下の情報を入手しましょう！

■土砂災害警戒情報

土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表されます。市町村長の避難 勧告や住民の自主避難の判断の目安となります。メール配信サービスがありますので、事前に登録しましょう。

(<http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/mail/index.html>)



土砂災害▶
警戒情報
支援システム

■雨量情報

土砂災害の多くは雨が原因で起こります。雨量の情報に注意しましょう。

■気象警報

天気予報、台風情報に注意しましょう。

■地震情報

地震によって地盤がゆるみ、土砂災害が引き起こされることがあるので、地震後の土砂災害の発生に注意しましょう。

3 「どのように」逃げるかをチェック！ ～豪雨になる前に～

土砂災害の危険や不安を少しでも感じたら、早め早めに避難しましょう。また夜間に避難すると危険ですので、明るいうちに、落ち着いて行動しましょう。災害が起こってからでは、慌てて正しい判断ができません。「どのように」逃げるかを事前に準備しておきましょう。

■安全な避難場所や道順をハザードマップ等で あらかじめ確認しましょう。

■飲料水・食料を最低3日分、包帯・常備薬等の救急医薬品、携帯ラジオ・懐中電灯等の非常持出品を準備しましょう。

■避難場所の連絡先や家族が離れ離れになった場合の連絡先(近くの知人や親せきの連絡先)を決めておきましょう。

■避難勧告や避難指示(緊急)が発令されたら、家族全員で早めに行動しましょう。

■身軽で暖かい服装で避難する時間が長びくことがありますので、なるべく暖かい服を着用しましょう。

5段階の警戒レベルと土砂災害警戒情報



令和元年(2019年)6月から水害や土砂災害に対して、住民の的確な避難行動につなげてもらうため、住民のとるべき避難行動を5段階の警戒レベルに分け、防災気象情報や市町村が出す避難情報などとの関係を明確にして情報提供しています。

「土砂災害警戒情報」は、全員避難となる「警戒レベル4相当情報」に位置づけられています。安全に避難するため、土砂災害警戒情報は雨の予測等によって発表されるので、発表時には危険な地域を確認し、雨が強くない状況であっても必要な避難行動をお願いします。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難指示(緊急) 避難勧告 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 大雨警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報 等 (気象庁が発表)	
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

これは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

国土交通省 気象庁 都道府県が発令



まずは危険な場所をチェック！

1 土砂災害防止法について

土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制、既存住宅等の移転促進等のソフト対策を推進する法律であり、平成11年(1999年)広島での大規模な土砂災害を受け、平成13年(2001年)4月に施行されました。富山県においても、本法に基づき土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土砂災害の防止に努めています。

◆土砂災害防止法適用の流れ

①基礎調査の実施

この「基礎調査」は、県が急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地の地形、地質等及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等について調査するものです。



②区域の指定

知事が基礎調査をもとに土砂災害のおそれがある区域を指定します。

土砂災害警戒区域
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命、身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

③実施される内容

土砂災害警戒区域に指定されると、市町村地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項が定められ、これに基づき円滑な警戒避難が行われるよう、住民への周知が図られます。

また、特別警戒区域ではさらに、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置等が講じられます。

警戒区域では



警戒避難体制の整備

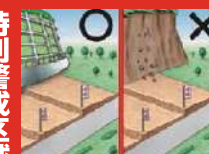
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。【市町村等】



建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については住宅金融機構の融資等の支援を受けられます。【都道府県】

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制建築物の構造規制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】

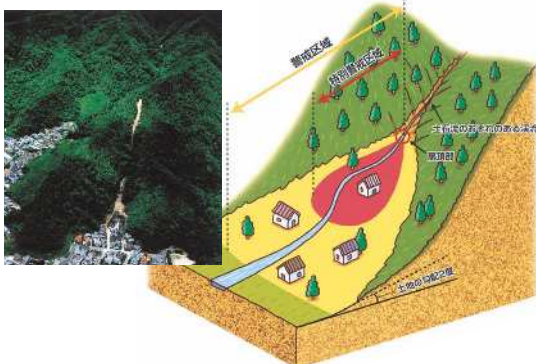


居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【都道府県または市町村】

こんな場所が区域指定の対象となります。

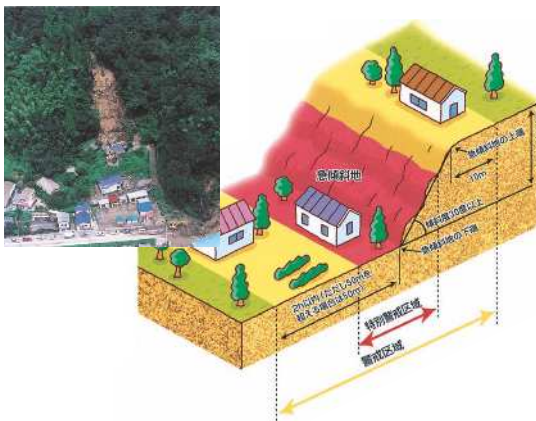
■土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



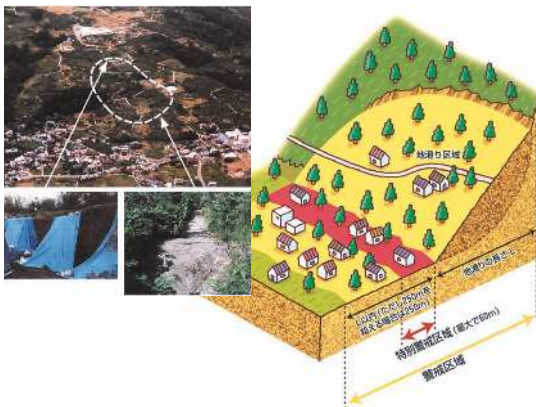
■急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



■地滑り

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象
又はこれに伴って移動する自然現象

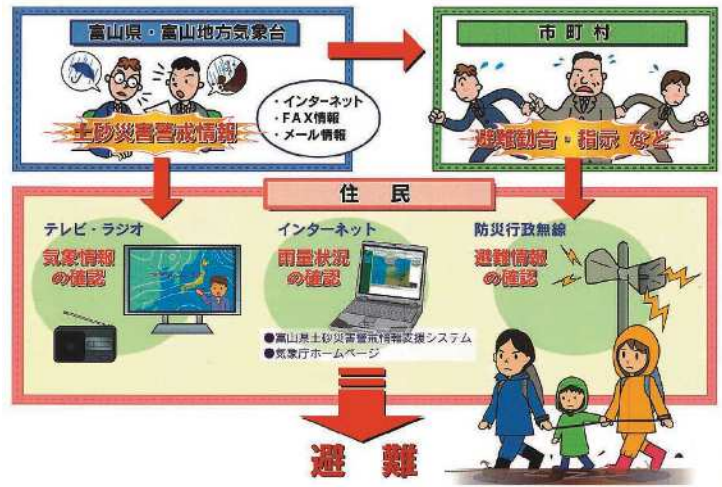




いつ起こるかをチェック!

1 土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、県民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表している防災情報です。



◆土砂災害警戒情報の伝達フロー

大雨のときには、土砂災害警戒情報に注意しましょう

土砂災害警戒情報は、テレビ・ラジオや防災無線のほか、気象庁ホームページ、各都道府県の砂防部局などのホームページなどでも確認できます。

雨が降り出したら、大雨警報や土砂災害警戒情報等の防災気象情報に注意しましょう。土砂災害警戒情報が発表されたら、市町村が発表する避難勧告等に注意し、いつでも行動できるように心構えましょう。危険を感じたら自主的に避難することも重要です。

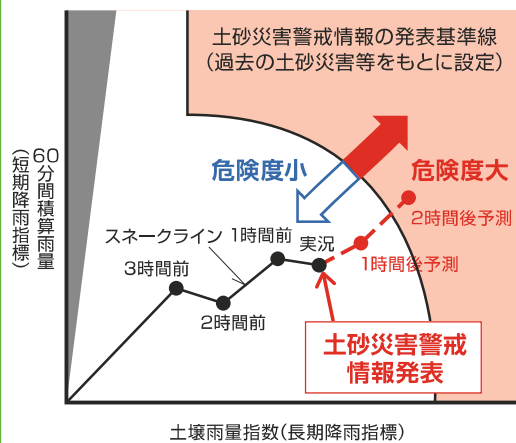
土砂災害警戒情報のしくみ



都道府県と気象庁は、土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、地域ごとに設定しています。設定に当たって、土砂災害は、地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると、発生しやすくなるという特徴があることが考慮されています。

気象庁の解析雨量等をスネークラインでグラフ化してリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2時間先までに発表基準線を越えると予測される場合に、土砂災害警戒情報を発表します。

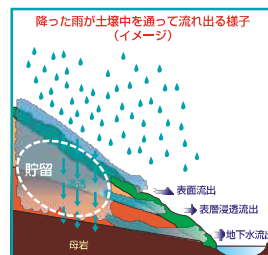
スネークラインは次ページの県システムでご覧になれます。



◆土砂災害警戒情報の発表基準



○短期降雨指標
解析雨量(60分間積算雨量)
国交省、気象庁のレーダー雨量を国交省、気象庁、都道府県の雨量計で補正して解析した雨量

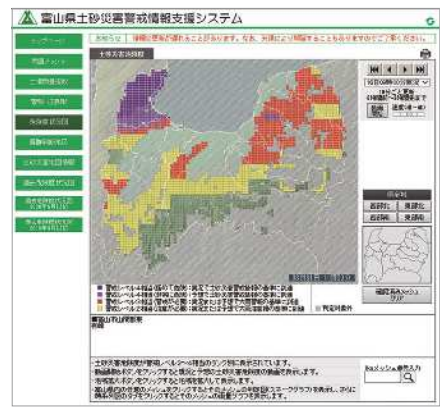


○長期降雨指標
土壌雨量指数
降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもの

2 土砂災害警戒情報支援システムの整備

富山県では土砂災害から県民の尊い生命や貴重な財産を守るために、砂防堰堤等の整備を進めてきていますが、未だ十分とは言えない状況にあり、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード整備とともに、ソフト対策として土砂災害警戒情報支援システムの整備を行っています。

この情報を補足するため、平成20年6月から「富山県土砂災害警戒情報支援システム」を構築し、インターネットを通じ、「雨量メッシュ情報」や「警報注意報・土砂災害警戒情報の発表状況」、「危険度状況図」、「スネークライン」などを提供しています。また平成21年(2009年)4月より、携帯電話にて、「雨量メッシュ情報」や「土砂災害警戒情報等の発表状況」などが確認できる「砂防モバイルサービス」を運用開始し、土砂災害防止に向け、更なる情報提供に努めています。



◆土砂災害警戒情報支援システム



◆砂防モバイルサービス

パソコン：土砂災害警戒情報支援システム

<http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/>

携帯電話：砂防モバイルサービス

<http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/m/>



3 土砂災害警戒情報による避難事例（魚津市東山）

- 魚津市では、午後10時30分に土砂災害警戒情報が発表され、県から市防災部局や消防部局に電話・FAX及びメールにて情報伝達された。
- これを受け、市から速やかに地域の自主防災組織のリーダーや区長への連絡を行った。（夜間の避難による2次災害を懸念し、避難勧告は発令せず）
- その後、住民が前兆現象（木が折れるような音等）に気づき、災害発生前に公民館に自主避難を行った。（区長の呼びかけが前兆現象の早期発見や自主避難に繋がった）



【災害の経緯】平成26年(2014年)7月19日

PM10:30 土砂災害警戒情報発表

PM10:30 市から区長等へ連絡

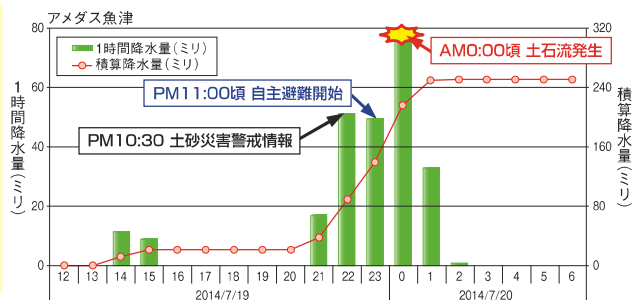
PM11:00頃 住民が前兆現象を確認し、土砂災害警戒区域外の公民館へ自主避難(15世帯40人)

AM 0:00頃 土石流が発生し神社が倒壊



【現地の方の声】

- 山からバリバリと木が折れる音が聞こえた。
- たい肥のもっと腐った臭いが強くなり、身の危険を感じた。
- 土砂が崩れて、家が埋まってしまうんじゃないかとすごく怖かった。
- このまま家にいたらダメと思い逃げなくてはと思った。





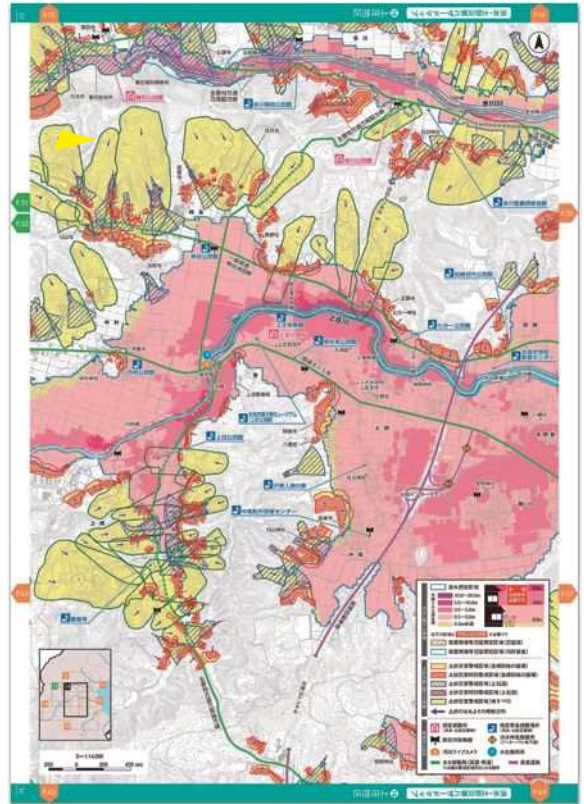
どのように逃げるかをチェック！

1 土砂災害ハザードマップ

「土砂災害ハザードマップ」は、災害時にいち早く円滑な避難が行えるよう、土砂災害の恐れのある区域（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、避難場所、避難経路、気象情報、避難情報の伝達方法などが掲載された地図です。

自宅や勤め先などを事前にハザードマップで確認していただき、土砂災害への警戒や避難に役立てていただくことを目的としています。

ハザードマップは、市町村ホームページ等で公開されていますので、詳細については、お住まいの市町村でご確認ください。



土砂災害ハザードマップの例▶

2 避難確保計画

要配慮者利用施設*の避難体制の強化を図るため、土砂災害防止法が平成29年（2017年）6月19日に改正され、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務付けられました。

※社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。避難確保計画の作成等が義務付けは、土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に位置付けられている施設。

避難確保計画

「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- ▶ 防災体制 ▶ 避難誘導 ▶ 施設の整備 ▶ 防災教育及び訓練の実施
- ▶ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

避難訓練の実施

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する必要があります。ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが重要です。



土砂災害を防ぐ取り組み

土砂災害防止に関する啓発活動

土砂災害の恐ろしさや砂防施設の役割等を県民に広く周知・啓発し、土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)を中心に、土砂災害防止に関する様々な啓発活動に取り組んでいます。

6月1日～7日
かけ崩れ防災週間

6月1日～30日
土砂災害防止月間

●砂防フェア

土砂災害の状況や砂防施設の役割等について、パネルや模型の展示等により、土砂災害を県民に分かりやすく紹介するため、毎年、県内のイベント施設等で「砂防フェア」を開催しております。



砂防ボランティア団体との連携

土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深め、防災知識の普及や警戒避難体制の整備を促進することにより安全で安心な暮らしを確保するため、NPO法人富山県砂防ボランティア協会と連携協力し、「子ども砂防教室」「防災講習会」「危険箇所点検」「砂防技術講習会」などを実施し、幅広い世代の多くの県民の方々に啓発活動を展開しております。

●子ども砂防教室

県内の小学生を対象に砂防施設の重要性や防災知識の普及を図っています。



●防災講習会

地域の防災リーダーの育成や県民の防災知識の向上のため、地域単位での防災講習会を実施しています。



●危険箇所点検

梅雨時期前を中心に、市町村・警察・消防等と合同で、土石流、地すべり、急傾斜の危険箇所や砂防施設等の点検を実施しています。



雪崩防災週間

国土交通省及び都道府県では、毎年12月1日から12月7日を雪崩防災週間とし、雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発のほか、雪崩災害に対する警戒避難体制の推進を図るため、様々な活動を行っています。

主な活動内容

- 1 県内の市町村役場及び主要なスキー場におけるポスターの掲示
- 2 要配慮者利用施設へのチラシやパンフレットの配布
- 3 雪崩対策施設の点検



要配慮者利用施設へのパンフレットの配布

砂防指定地等の管理

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、一定の傾斜や高さ、人家の密集度を満たす危険箇所の内、土砂災害を防ぐための施設を設置したり、土砂災害を引き起こすような行為を制限する場所を指定しています。指定地の管理にあたっては、それぞれの法律や県の条例等に基づいて、標柱及び標識により許可が必要な区域を地域住民の方にお知らせするとともに、指定区域の状況を監視するためにパトロールを実施しています。



砂防指定地

治水上砂防のため砂防設備を要し、または一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地について国土交通大臣が指定します。
土砂災害の防止工事を実施するほか、土砂災害の防止に有害な一定の行為が許可制となります。



地すべり防止区域

地すべりしている区域、又はその恐れのない区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について主務大臣が指定します。
地すべりの防止工事を実施するほか、地すべりの防止に有害な一定の行為が許可制となります。



急傾斜地崩壊危険区域

崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある急傾斜地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地について知事が指定します。
急傾斜地の崩壊防止工事を実施するほか、急傾斜地の崩壊防止に有害な一定の行為が許可制となります。



土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがある区域について、知事が指定します。
土砂災害警戒区域では、警戒避難体制の整備等が図られ、土砂災害特別警戒区域では建築物の構造規制や特定の開発行為が許可制となります。

土の採取を規制する区域

土の採取に伴う土砂の崩壊、流出等によって災害の発生するおそれのある土地の区域について知事が指定します。一定以上の土の採取行為が届出制となります。

知られざるもうひとつの立山を紹介する 立山カルデラ砂防博物館

TOYAMA



1 博物館の基本構成

この博物館は立山の風土、とくに立山カルデラの自然とそこで行われている砂防事業が、富山平野を土砂災害から守ってきたことを紹介することにより、人間の努力と英知である砂防の普及に努め、自然環境保全や土砂災害防止に対する県民意識の向上に寄与することを目的として、富山県と建設省(現国土交通省)が共同で整備を行い、立山黒部アルペンルートの玄関口である立山町千寿ヶ原に、平成10年(1998年)6月30日に開館しました。

野外ゾーン
立山カルデラ他

屋内の展示・映像を通して理解した立山カルデラを体験学習会に参加する事によってより具体的に理解します。

屋内展示
常設展示/大型映像

立山カルデラ
砂防博物館



◆砂防工事専用軌道

通称「トロッコ列車」と呼ばれ、砂防工事に携わる人々や、工事用資材等の運搬、立山カルデラ砂防体験学習会に活躍しています。



◆立山カルデラ全景

砂防工事により緑が回復し、茶色の山肌が少なくなってきました。

2 野外ゾーン

現地そのものが野外展示物

■野外ゾーン

- 【立山カルデラ地域】
- 【称名地域】
- 【有峰地域】
- 【立山山麓地域】
- 【常願寺川扇状地】



白岩下流展望台からの眺め

■立山カルデラ砂防体験学習会

立山カルデラを訪れ、自然・歴史と砂防について現地見学します。(7月～10月)

●参加資格

1. 小学校3年生以上(小・中学生は保護者同伴)
 2. 階段や坂道、2km程度の歩行、バス乗車に耐えられる健康な方
- ※参加者負担金あり

●申込み方法

事前に応募はがき、またはホームページから申し込みください。
※詳しくは博物館受付や県内市町村窓口にある応募のてびき、または博物館ホームページ(<http://www.tatecal.or.jp/>)をご参照ください。



3 展示案内

砂防常設展示



重要文化財に指定された常願寺川砂防施設（白岩堰堤・泥谷堰堤・本宮堰堤）について紹介しています。

立山カルデラ展示室



立山カルデラの自然（地質・生い立ち、動植物、雪氷など）と歴史（常願寺川流域の水害、立山登山、山岳ガイド）などについて紹介しています。

SABO 展示室



立山カルデラの砂防事業（立山砂防の歴史、トロッコ列車、重要文化財・白岩堰堤砂防施設など）について紹介しています。

4 調査研究

●立山連峰に日本初の氷河を確認

氷河とは、「重力によって長期間にわたり連続して流動する雪氷体（雪と氷の大きな塊）」と定義され、厚い氷体を持つこと、氷体が流動していることがその条件となります。これまで日本には「氷河」は存在しないと言われてきましたが、立山の万年雪の中には厚い氷体を持つものがあることは知られていました。

立山カルデラ砂防博物館の研究チームは、これらの大規模な万年雪の中で現在でも氷河として活動しているものが存在しないか確認調査を行い、その結果、立山・剣岳の3つの万年雪は現存する氷河と学術的に認められました。

これにより、北アルプスに「氷河を抱く山」としてのロマンと魅力が新たに加わりました。（平成30年（2018年）1月に立山連峰で新たに2つの氷河が確認され、県内の氷河は5カ所となりました。）



立山
こぜんざわ
御前沢雪渓（氷河）



さんのもど
三ノ窓雪渓（氷河）
こまど
小窓雪渓（氷河）
剣岳
三ノ窓雪渓（氷河）
小窓雪渓（氷河）

5 普及事業

立山・立山カルデラ周辺と常願寺川流域の自然や砂防事業について理解を深めるフィールドウォッチング（自然観察会）を開催しています。また、学校や様々な団体と連携して、博物館のテーマに関する出前講座や課外授業、講演会等の活動も行っています。



フィールドウォッチング 春の立山・雪の大谷

TOYAMA



1

富山平野を守る歴史的砂防施設群

常願寺川には、建設後80年以上経過し、今なお要の構造物として機能していることなどから、歴史的、文化的価値が評価され、国の文化財として指定、登録されている砂防施設があり、富山平野を守っています。



(平成11年6月 7日 登録有形文化財登録
平成21年6月30日 重要文化財指定)

◆白岩堰堤 富山市・立山町

カルデラ出口に昭和14年(1939年)に設置された立山砂防の主役的存在の砂防堰堤で、堰堤の高さ63mは、日本一を誇っています。水源部からの土砂の流出を防止し、下流河状の安定に大きな効果をあげています。



(平成11年 8月23日 登録有形文化財登録
平成29年11月28日 重要文化財指定)

◆本宮堰堤 富山市・立山町

常願寺川中流域において昭和12年(1937年)に設置された砂防堰堤で貯砂量500万m³は日本最大級を誇っています。上流から流出してくる土砂を調節し、下流の富山市、立山町、舟橋村等の地域を土砂災害から守っています。



(平成14年 6月25日 登録有形文化財登録
平成29年11月28日 重要文化財指定)

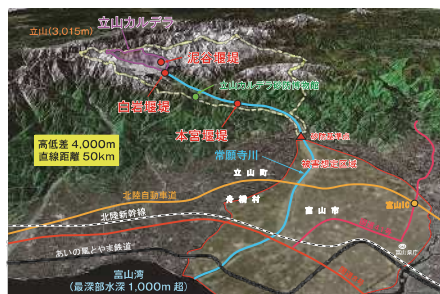
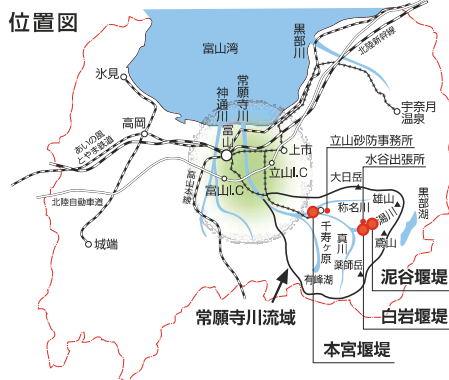
◆泥谷堰堤 富山市

泥谷堰堤は、常願寺川の砂防事業の基幹をなすもので、深岸浸食や不安定土塊の移動防止のため、昭和5年(1930年)から昭和13年(1938年)にかけてつくられた砂防堰堤です。標高差122m、延長457mの区間に、砂防堰堤20基及び床固3基が階段状に連続して築かれています。

2

「立山砂防」の世界遺産登録に向けて

立山には、国指定重要文化財「常願寺川砂防施設」をはじめ厳しい自然環境の中で下流の住民を災害から守り続けてきた学術的に価値の高い近代砂防施設群が存在します。富山県では、防災遺産として砂防施設群の価値に着目し、世界文化遺産登録を目指して様々な活動を展開しています。



平成21年(2009年)6月に「白岩堰堤」が砂防施設として初の国指定重要文化財に、平成29年(2017年)11月に「本宮堰堤」、「泥谷堰堤」が追加され、「常願寺川砂防施設」として新たに指定されました。平成29年(2017年)12月には、立山砂防工事専用軌道を加え、日本イコモス国内委員会により「日本の20世紀遺産20選」に「立山砂防施設群」として選定されました。



3 国際防災学会インタープリメント2018の開催

平成30年(2018年)10月1日から4日の4日間、富山国際会議場において、「国際防災学会インタープリメント2018」が開催されました。

富山県では「立山砂防」の世界文化遺産登録に向けて、その歴史的防災遺産の国際的評価の検証・確立の推進に取り組んでいます。インタープリメントには海外から多くの防災専門家が参加することから、立山砂防の世界的価値をアピールする絶好の機会として、その顕著な普遍的価値をPRしました。

●概要

インタープリメントには、世界の27の国と地域から492人(うち外国人130人)の砂防技術者、研究者、行政関係者等が参加し、「変動帯における大規模な土砂災害と減災対策」を主なテーマに、10件の基調講演、30件の口頭発表、115件のポスター発表、パネルディスカッション、立山砂防の見学をはじめとする現地視察研修、行政展示、企業展示などを4日間にわたり実施されました。

また、無料公開された10月1日の開会式及び基調講演には、257人の県民の皆さんにもご参加いただきました。



開会式

●富山宣言

閉会式において、土砂災害防止の一層の進展に向けた技術開発とその適用を効果的に進め、経験・知見・技術を世界的な共有の一層の促進を図るために、インタープリメント2018の要約と提言として「富山宣言」が採択されました。

この富山宣言において、

「立山砂防は、これまで長い間、富山を守ってきており、

- 1 災害が多い日本で生まれた防災の総合技術、
- 2 最も厳しい自然環境のもと、総合的な水系管理技術の近代における1つの到達点、
- 3 世界中の中山間地に適用し得る普遍性のある防災技術、

であると考えられる。

そのため、立山砂防は顕著な普遍的価値を有しており、今後世界の人々の参考となるよう、人類共通の遺産として共有していくべきものである。」

と高い評価を受け、立山砂防の価値が世界に向けて発信されました。



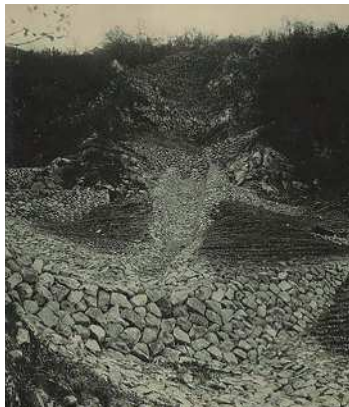
知事への開催報告(富山宣言の手交)

立山カルデラ源頭部で約100年前の県営砂防施設が現存



- 国土交通省立山砂防事務所では平成30年度に立山カルデラの源頭部において、明治39年(1906年)から20年間行われた県営砂防施設の現存状況把握の調査を実施しました。
- 西ノ谷の支川や湯ノ谷の上流部など砂防施設が設置された可能性が高いと考えられる地域を中心に調査を進め、新たに21施設の堰堤工、山腹工、水路張石工を確認しました。

※平成19～21年度にも県営砂防施設を調査し、一部の施設は確認済み



当時の施工状況



源頭部での調査状況



西ノ谷の石積堰堤



西五ノ谷の水路張石工

土砂災害110番

対応機関名	電話番号
富山県庁砂防課	076-444-3341
新川土木センター	0765-22-9121
新川土木センター 入善土木事務所	0765-72-1136
富山土木センター	076-444-4457
富山土木センター 立山土木事務所	076-463-6179
高岡土木センター	0766-26-8432
高岡土木センター 氷見土木事務所	0766-74-2897
高岡土木センター 小矢部土木事務所	0766-67-5986
砺波土木センター	0763-22-4314



〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 TEL (076) 431-4111(代) TEL (076) 444-3341 (直通)

砂防課のホームページ http://www.pref.toyama.lg.jp/cms_sec/1505/index.html

メールアドレス asabo@pref.toyama.lg.jp

(令和2年9月作成)

R100
国土交通省国土院 国土政策課 国土政策部